

## 玉浦西地区復興まちづくり特区における対象業種一覧

### 復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

- 56 各種商品小売業
- 57 織物・衣服・身の回り品小売業
- 58 飲食料品小売業
- 59 機械器具小売業
- 60 その他の小売業
- 622 銀行（中央銀行を除く）
- 63 協同組織金融業
- 76 飲食店
- 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
- 78 洗濯・理容・美容・浴場業
- 823 学習塾
- 824 教養・技能教授業
- 83 医療業（診療所やクリニック等病床を有しないものに限る）
- 85 社会保険・社会福祉・介護事業（851 社会保険事業団体、852 福祉事務所、8591 更生保護事業を除く。）

※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定による規制（同法第 33 条第 1 項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種は除く。